約国の制度に加入し、かつ、当該一方の締約国において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国でのみ自営業者として一時的に就労する場合には、自営活動の開始から五年の期間が満了するまで、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

3

(一)　日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、スロバキアの法令による保険期間を考慮する。（第一四条関係）

(二)　第一四条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合に日本国の実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一五条～第一七条関係）

(三)　スロバキアの実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、スロバキアの法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、日本国の法令による保険期間についても考慮する。（第一八条関係）

(四)　スロバキアの法令による給付を受ける権利の取得のための要件が第一八条の規定を適用せずとも満たされる場合には、スロバキアの実施機関は、スロバキアの法令による保険期間のみに基づいて給付を決定する。また、スロバキアの法令による給付を受ける権利が第一八条の規定を適用することによってのみ取得される場合にスロバキアの実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、スロバキア側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一九条及び第二〇条関係）

4

(一)　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により規律される。（第二二条関係）

(二)　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。（第二七条関係）

(三)　協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国内で就労していた者については、協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。（第二八条関係）

(四)　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

条約

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第一号

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定

日本国及びスロバキア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスロバキア共和国をいう。

(b)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スロバキア共和国については、スロバキア共和国の国民

(c)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

スロバキア共和国については、次条2に掲げるスロバキア共和国の法律

(d)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

スロバキア共和国については、スロバキア共和国の労働社会家族省

(e)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スロバキア共和国については、スロバキア共和国の法令の実施に責任を有する機関

(f)　「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。

(g)　「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

3　この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二条　この協定の適用範囲

この協定は、

1　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(a)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(b)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）